日本脳炎の予防接種を受けましょう

※乳=乳幼児、小=小学生以上

今年度 18歳になる人へ案内を送付

日本脳炎は、数日間の高熱や頭痛、嘔吐などで発病 し、その後意識障がいや脳の障がいが起こります。ま た、発症した人の 20% から 40%が死に至るといわれ ています。市は、日本脳炎2期の予防接種を積極的に 勧める対象者へ、7月上旬に個人通知を発送します。

●今年度日本脳炎予防接種を積極的に勧めている人 ▷今年度 18歳になる人(平成 15年4月2日~16年 4月1日生まれ)

詳しくは、市公式サイトで確認してください。

【問】市健康づくり課健康係(☎77・8536)

●日本脳炎予防接種実施医療機関

					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
実施医療機関名	住所	電話番号	乳**	小※	実施医療機関名	住所	電話番号	乳*	小※
わたなべ内科クリ	立石 890	72-1636		0	幾嶋医院	田脇 754-3	73-3411		0
ニック	<u> </u>	, 2 1000			整形外科・皮膚科・	ICT) - 0 0 - 0			
高橋皮ふ科医院	本町 6-1	74-4155		0	柳川ツジ医院	柳河 867-3	72-1122	O	0
二宮医院	本町 20	73-2600	0	0	古賀医院	柳河 815	72-2207	0	0
まつなが内科クリニック	鬼童町 49-1	72-5711		0	鎌田クリニック	高畑 253-1	72-2224	0	0
大城医院	矢留本町 30	73-2427		0	三橋長田医院	今古賀 210-2	72-4171		0
よこち小児科医院	上宮永町	72-1800	0	0	辻小児科・アレル ギークリニック	下百町 209-4	32-9898	0	0
甲斐田医院	西浜武 1073-1	72-3435	0	0	藤野医院	中島 1054-2	76-0011	0	0
金子病院	久々原 65	73-3407	0	0	津留医院	豊原 130-9	74-5099		0

放置されている危険な老朽家屋の解体費を補助

補助金額は解体費用の2分の1で上限は45万円、市建設課へ早めに相談を

老朽化して放置された家屋が倒壊したり、建築資材 が飛散したりするなど、周りの住環境に悪影響を及ぼ すような危険な家屋が増えています。市は、老朽家屋 を解体する費用を補助します。なお、補助は原則、同 じ敷地内で1回限りです。

- ●対象建築物 次のすべての要件に当てはまる建築物 ▷周辺の住環境を悪化させ、放置されている木造か軽 量鉄骨の建築物(住宅)
- ▶床や基礎、外壁など、老朽度の判定基準による各評 点の合計が100点以上の建築物
- ▷所有権以外の権利が設定されていない建築物
- ▷地方公共団体や独立行政法人などの所有権がない建
- ▷公共事業による移転、建て替え、その他の補償の対 象でない建築物
- ●申請資格 次のすべてに当てはまる人
- ▷老朽危険家屋の所有者か所有者の相続関係者
- ▷暴力団の構成員でない人
- ▷市税の滞納がない人
- ●補助金受取までの流れ
- ①市建設課へ相談



- ②同課で内容を確認、現地調査
- ③申請書や工事見積書などの書類を同課へ提出
- ④交付決定後、解体工事
- ⑤事業完了報告書などを提出して補助金を受け取る
- ●補助金額 解体費用の2分の1、
- 上限 45 万円まで
- ※補助金の交付決定前に工事に着手し ているときは補助対象外。市建設課 へ早めに相談してください。





避難所の空き状況をスマホで簡単に確認

株式会社 VACAN と避難所の混雑情報配信に関する協定を締結



市は、株式会社 VACAN と「災害発生時における避 難所の混雑情報配信に関する協定 | を結びました。こ の協定で、災害時には同社が提供するサイトで市内 52 カ所の避難所の空き情報をリアルタイムで確認す ることが可能になります。サイトは、スマートフォン やパソコンで閲覧可能。また、新型コロナウイルスの 感染が拡大する中、災害が起きたときに避難所で密を 避け、避難者を効率的に誘導することもできます。5 月27日の締結式で、同社の河野剛進代表取締役は「避 難所の運営に生かしてほしい と話しました。

【問】市総務課安全安心係(☎77·8153)

避難所の混雑状況の見方



避難所ごとの混雑状況を確 認できます。混雑状況は、「空 いています」「やや混雑」「混雑」 「満」の4段階で表示されます。



市過疎地域持続的発展計画(案)に対する意見を募集

募集期間は7月2日から16日まで

新しい過疎法が4月に施行され、旧大和町が過疎 地域として指定されました。そのため市は、「柳川市 過疎地域持続的発展計画(案)」を策定。この計画は、 過疎地域の抱える課題を解決するための方針、事業を 示すものです。この計画に沿って、今後、国や県の財 政支援を受けて、持続的な発展を目指していきます。 広く市民の皆さんの意見や提言などを反映さるため、 計画案に対する意見を募集します。

- ■募集期間 7月2日(金)~16日(金)
- ●閲覧場所 市役所柳川庁舎3階企画 課、大和・三橋庁舎市民サービス課、 市立公民館、あめんぼセンター、総合 保健福祉センター(それぞれ閉庁、閉 館日は閲覧不可)。

※市公式サイトでも閲覧できます。



- ●意見を提出できる人 ▷市内に住んでいるか、市内 に通勤・通学している人▷市内に事務所や事業所があ る個人や法人、団体など
- ●提出方法 閲覧場所に備え付けの意見等申出書に必 要事項を記入し、市企画課企画係(〒832-8601、本 町 87 番地 1、FAX74・5520、電子メール kikaku@ city.yanagawa.lg.jp) へ直接か郵送、ファックス、メ ールのいずれかで提出
- ●意見の取り扱い 提出された意見は、市の考え方と ともに市公式サイトで公表
- ※同計画に関する賛否の結論だけを示したものや、関係 のない意見には市の考えを示さない場合があります。
- ※意見を公表するときは意見を提出した人の個人情報 は掲載しない他、目的以外に使用しません。

【問】同係(☎77・8423)